

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（抄）

（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p><u>II－12 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</u></p> <p><u>II－12－1 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応</u></p> <p><u>II－12－1－1 意義</u> 2013年6月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等（同条第2項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下、「特定解除等の条項」という。）について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下、「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第131条の規定が改正された。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第102条第1項に規定する認定の対象となる金融機関又は同法第126条の2第1項に規定する特定認定の対象となる金融機関等は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第131条に規定する債権者保護手続の特例等（以下、「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。</p> <p><u>II－12－1－2 主な着眼点</u> 外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力等の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢（注）に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。 （注）銀行グループで管理態勢を整備する必要がある。</p> <p><u>（1）契約締結等に係る留意事項</u> 預金保険法施行規則第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のう</p>

現 行	改 正 後
<p>（新設）</p>	<p><u>ち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下、総称して「対象取引」という。）に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応（注）を行っているか。</u></p> <p><u>（注）以下のような対応が考えられる。</u></p> <p><u>① ステイの決定の効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応</u></p> <p><u>② 対象取引にステイの決定の効力等が及ぶことを契約書に明記する対応</u></p> <p><u>（2）既存の契約に係る留意事項</u> <u>対象取引に係る外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記（1）の対応を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>Ⅱ－12－1－3 監督手法・対応</u> <u>上記の監督上の着眼点に基づき、銀行グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条又は法第 52 条の 31 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。</u> <u>また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条又は法第 52 条の 33 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。</u></p>

現行

改正後

業態別の準用一覧表

(別紙7)

業態別の準用一覧表

(別紙7)

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
I 基本的考え方			
I-1 金融監督に関する基本的考え方	○	○	○
I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	○	○	○
I-3 監督指針策定の趣旨	○	○	○
II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理(ガバナンス)	○	○	○
II-2 財務の健全性等			
II-2-1 自己資本(早期是正措置)	○	○	○
II-2-2 統合的なリスク管理等	○	○	○
II-2-3 収益性	○	○	○
II-2-4 信用リスク	○	○	○
II-2-5 市場リスク	○	○	○
II-2-6 流動性リスク	○	○	○
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等	×	×	×
(協)II-3-1-6 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-7 不適切な取引等	○	○	○
II-3-2 利用者保護等			
II-3-2-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢	○	○	○
II-3-2-2 顧客の誤認防止等	○	○	○
II-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢	○	○	○
II-3-2-4 外部委託	○	○	○
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	○	○	○
II-3-2-6 相談・苦情等への対応(金融ADR制度への対応も含む)	○	○	○
II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク			
II-3-4-1 システムリスク	○	○	○
(協)II-3-4-2 システム障害発生時における留意点	●	●	●
II-3-4-3 ATMシステムのセキュリティ対策	○	○	○
II-3-4-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	○	○	○
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○
II-4 金融仲介機能の発揮	○	○	○
II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
II-10 経営者保証に関するガイドラインの融資債行としての浸透・定着等	○	○	○
II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債行の確立等	○	○	○
(新設)			
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
III-1 一般的な事務処理			
III-1-1 監督事務の流れ	○	○	○
III-1-1-1 一般的な監督事務の流れ	○	○	○
III-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	○※3	○※3	○※3
(協)III-1-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●
III-1-2 監督部局間における連携	●	●	●
III-1-3 検査部局等との連携	○	○	○
III-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
III-1-5 個別銀行に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
III-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)	○	○	○
III-1-7 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
III-2 銀行に関する苦情・情報提供等			
III-2-1 相談・苦情等を受けた場合の対応	○	○	○
III-2-2 金融サービス利用者相談室との連携	○	○	○
III-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し流し・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応	○	○	○
III-2-4 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	○	○	○
III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
III-3-1 照会を受ける内容の範囲	○	○	○
III-3-2 照会に対する回答方法	○	○	○
III-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	○	○	○
III-3-4 グレーゾーン解消制度	○	○	○
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-1 営業拠点等の取扱い	○	○	○
III-4-2 「その他付随業務」等の取扱い	○	○	○
III-4-3 預金等の取扱い	○	○	○
III-4-4 大口信用供与	○	○	○
III-4-5 アームズ・レングス・ルール	○	○	○
III-4-6 自己資本比率の計算	○	○	○
III-4-7 子会社等	○	○	○
III-4-8 議決権の取得制限	○	○	○
III-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	一部○	一部○	一部○
III-4-9-1 意義	○	○	○
III-4-9-2 財務報告に係る内部統制	●	●	●
III-4-9-3 銀行に求められる開示の類型	●	●	●
III-4-9-4 開示に当たっての留意事項	○	○	○
III-4-9-5 主な着眼点	○	○	○
III-4-9-6 監督手法・対応	○	○	○
III-4-10 合併等	○	○	○
III-4-11 銀行持株会社	×	×	×
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
III-4-13 銀行主要株主	×	×	×
III-4-14 予備審査	○	○	○
III-4-15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
(協)III-4-16-1 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
III-5 行政指導等を行う際の留意点等	○	○	○
III-6 行政処分を行う際の留意点	○	○	○
IV 銀行代理業	○※4	○※4	○※4

項目	準用状況		
	信金	信組	労金
I 基本的考え方			
I-1 金融監督に関する基本的考え方	○	○	○
I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	○	○	○
I-3 監督指針策定の趣旨	○	○	○
II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理(ガバナンス)	○	○	○
II-2 財務の健全性等			
II-2-1 自己資本(早期是正措置)	○	○	○
II-2-2 統合的なリスク管理等	○	○	○
II-2-3 収益性	○	○	○
II-2-4 信用リスク	○	○	○
II-2-5 市場リスク	○	○	○
II-2-6 流動性リスク	○	○	○
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等	×	×	×
(協)II-3-1-6 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-7 不適切な取引等	○	○	○
II-3-2 利用者保護等			
II-3-2-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢	○	○	○
II-3-2-2 顧客の誤認防止等	○	○	○
II-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢	○	○	○
II-3-2-4 外部委託	○	○	○
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	○	○	○
II-3-2-6 相談・苦情等への対応(金融ADR制度への対応も含む)	○	○	○
II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク			
II-3-4-1 システムリスク	○	○	○
(協)II-3-4-2 システム障害発生時における留意点	●	●	●
II-3-4-3 ATMシステムのセキュリティ対策	○	○	○
II-3-4-4 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	○	○	○
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○
II-4 金融仲介機能の発揮	○	○	○
II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
II-10 経営者保証に関するガイドラインの融資債行としての浸透・定着等	○	○	○
II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債行の確立等	○	○	○
II-12 残存する処理等の円滑な実施の確保	○	○	○
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
III-1 一般的な事務処理			
III-1-1 監督事務の流れ	○	○	○
III-1-1-1 一般的な監督事務の流れ	○	○	○
III-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	○※3	○※3	○※3
(協)III-1-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●
III-1-2 監督部局間における連携	●	●	●
III-1-3 検査部局等との連携	○	○	○
III-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
III-1-5 個別銀行に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
III-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)	○	○	○
III-1-7 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
III-2 銀行に関する苦情・情報提供等			
III-2-1 相談・苦情等を受けた場合の対応	○	○	○
III-2-2 金融サービス利用者相談室との連携	○	○	○
III-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し流し・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応	○	○	○
III-2-4 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	○	○	○
III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
III-3-1 照会を受ける内容の範囲	○	○	○
III-3-2 照会に対する回答方法	○	○	○
III-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	○	○	○
III-3-4 グレーゾーン解消制度	○	○	○
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-1 営業拠点等の取扱い	○	○	○
III-4-2 「その他付随業務」等の取扱い	○	○	○
III-4-3 預金等の取扱い	○	○	○
III-4-4 大口信用供与	○	○	○
III-4-5 アームズ・レングス・ルール	○	○	○
III-4-6 自己資本比率の計算	○	○	○
III-4-7 子会社等	○	○	○
III-4-8 議決権の取得制限	○	○	○
III-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	一部○	一部○	一部○
III-4-9-1 意義	○	○	○
III-4-9-2 財務報告に係る内部統制	●	●	●
III-4-9-3 銀行に求められる開示の類型	●	●	●
III-4-9-4 開示に当たっての留意事項	○	○	○
III-4-9-5 主な着眼点	○	○	○
III-4-9-6 監督手法・対応	○	○	○
III-4-10 合併等	○	○	○
III-4-11 銀行持株会社	×	×	×
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
III-4-13 銀行主要株主	×	×	×
III-4-14 予備審査	○	○	○
III-4-15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
(協)III-4-16-1 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
III-5 行政指導等を行う際の留意点等	○	○	○
III-6 行政処分を行う際の留意点	○	○	○
IV 銀行代理業	○※4	○※4	○※4

※1 「II-3-6-2(15) 銀行持株会社による統括機能」を除く
 ※2 業種・職種情報を除く
 ※3 「III-1-1-2(3) 定期的なヒアリング」及び「III-1-1-2(4) 個別銀行に関するデータベースの整備」を除く
 ※4 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く

※1 「II-3-6-2(15) 銀行持株会社による統括機能」を除く
 ※2 業種・職種情報を除く
 ※3 「III-1-1-2(3) 定期的なヒアリング」及び「III-1-1-2(4) 個別銀行に関するデータベースの整備」を除く
 ※4 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く